

社会福祉法人みずものがたり「おへそこどもスタジオ」

虐待防止・権利擁護委員会設置規程

(目的)

第1条 社会福祉法人みずものがたり「おへそこどもスタジオ」虐待防止・権利擁護（以下、「委員会」という。）は、障害者虐待防止法の趣旨に則り、おへそこどもスタジオの利用者の生活と自立を妨げることをないよう、虐待の防止及び権利擁護を図ることを目的として設置する。

(委員会の責務)

第2条 委員会は、次の事項を所掌する。

- (1) 虐待防止・権利擁護のための計画づくり
- (2) 虐待防止・権利擁護のチェックとモニタリング
- (3) 虐待（不適切な対応事例）発生後の検証と再発防止策の検討
- (4) その他、利用者の人権擁護、虐待に関わる事項

(委員会の構成)

第3条 委員会は以下に掲げる者をもって構成する

委員長 法人理事（吉村直記）

委員 おへそこどもスタジオ 管理者

委員 おへそこどもスタジオ 児童発達支援管理責任者

委員 おへそこどもスタジオ 他職員

(委員の役割)

第4条 委員は以下の役割を担うものとする

2 委員長は、委員会を代表し、議事その他の会務を総括する

3 委員長に事故がある時は又は委員長が欠けた時には、委員長が指名した者がその会務を務める。

4 委員会は、協議のため必要がある時は、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる

(委員会の開催)

第5条 委員会は、年度末（3月）の年1回開催する

また、必要に応じて委員長が招集し、開催する。

開催に関しては「身体的拘束適正化検討委員会」と同時開催できるものとします。

(附則)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

●令和3年度委員体制・組織図

委員長 法人理事（吉村直記）

委員 おへそこどもスタジオ 管理者 諸岡琴美

委員 おへそこどもスタジオ 児童発達支援管理責任者 丸田祐子

委員 おへそこどもスタジオ 他職員 西村希望